

平成16年10月20日

市町村長・議会議長名宛

庄内南部地区合併協議会
会長名

本協議会の協議活動について・最終報告

本協議会は、貴（市・町・村）議会の議決に基づき、合併特例法の規定による合併を進めるため、平成14年10月10日から鋭意協議を重ねて参りました。この間における協議内容の主な事項については、去る8月26日付で行った中間報告に、合併を実施する期日を「平成17年10月1日」としたこと及びこれに関連して農業委員会委員のうち、7市町村の選挙による委員は、法による「在任特例」により、合併の日から平成17年11月25日まで在任すること並びに新市建設計画の県協議に基づく最終修正を加え、総て網羅しております。

その後、去る10月8日、構成7市町村におかれては、この協議結果を踏まえ、構成7市町村を以って一市に合併する旨の議案を立案し、各市町村の議会の議に付したところ、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町では可決されたものの、三川町においては否決されました。従って、本協議会に課せられた使命は、これを以って果たし終えたものと考え、ここで協議活動を終結したく、ご了承戴きたいと存じます。

顧みて、これまでの間における協議会の開催は、26回に上り、専門小委員会も精力的に開催するなどし、委員各位には格別なご尽力を戴き、また事務局員も絶大な努力を重ねられ、その結果、出来る限りの公正・適正な結論が得られたものと存じます。ここに協議会の委員各位、事務局の職員には深く感謝を申し上げながら、中間報告以後の協議会の議事録と共に、新市建設計画を添え、最終報告とした次第であります。

なおこの協議した事項の内容については、例えば「新市建設計画」では、各市町村で策定している「まちづくりの基本計画（通称）」を最大限に尊重し、地域特性にも配慮したほか、施策などの相違点について拙速な調整措置を講じないことなど、各団体の個別事情にできるだけ配慮をした積りであります。そのため、一部団体が離脱し合併の枠組みが変わったとしても、協議の内容は、離脱した団体にかかる部分を削除するなど一部修正によって、十分に採用できる適切なものになっている筈であり、念のため申し添えます。